

光市民間クーリングシェルター募集要項

1 趣旨

熱中症による人の健康に係る被害の発生防止などを目的として、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市が指定できることとなりました。

つきましては、市内の広い範囲にクーリングシェルターを設置するため、ご協力いただける民間施設を募集します。

2 応募資格

応募資格は、市内に所在し、次の条件を満たす施設とします。

- （１）定期的にメンテナンスされた冷房設備を有する施設
- （２）開放可能日において一般に開放することができる施設
- （３）利用者が滞在する際、適切な空間を確保できる施設

3 実施事項

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。

- （１）開放日に各施設の出入口などの見やすい場所へ、市が指定するクーリングシェルターである旨の掲示物（市が提供）を表示
- （２）休息用の椅子等の設置（既設のもので可）
- （３）冷房設備の適切な管理

4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報運用期間（４月第４水曜日から１０月第４水曜日まで）のうち、熱中症特別警戒情報発表時で、各施設で設定する開放可能日時とします。

5 応募期間

随時受付とします。なお、施設運用期間終了後の応募については、翌年度の施設運用期間の際の指定とします。

6 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、光市環境政策課へ持参または郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

7 申込後の流れ

応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 応募内容の審査
- (2) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (3) 協定書の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) クーリングシェルターの運用開始

8 その他

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不適切と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (2) 利用者の対応は各施設でお願いします。

応募・問い合わせ先

〒743-8501 光市中央六丁目 1 番 1 号

光市 環境市民部 環境政策課

TEL 0833-72-1465

E-mail kankyouseisaku@city.hikari.lg.jp